

EU のエコノミ・ソシアル理解

富 沢 賢 治*

I. はじめに

最近ヨーロッパ諸国を中心にしてエコノミ・ソシアル(*économie sociale*)という理論的枠組みをもって国民経済の構造の分析にアプローチしようとする試みがみられる¹⁾。しかしながら、エコノミ・ソシアルという概念についてはまだ国際的な共通理解が成立しておらず、この概念の確定が理論上の課題となっている。エコノミ・ソシアルについての概論的考察を行った別稿²⁾に引き続き、各論の1つとして本稿ではEU(欧州連合)がエコノミ・ソシアルをどのように理解しているのかという問題を考察し、エコノミ・ソシアル概念の確定にアプローチする。

なお、EU のエコノミ・ソシアル理解と言う場合、EU の機関としての理解だけではなく、実際にEU 参加諸国においてエコノミ・ソシアルがどのような実態をもち、どのように理解されているかという問題が重要となるが、本稿では、「EU の政府」と称される欧州委員会の見解を中心にしてEU が機関としてエコノミ・ソシアルをどのように理解しているのかという問題を考察することとし、EU 参加諸国における各国別のエコノミ・ソシアルの実態と理解の特質については別稿を用意したい。

つぎに、本稿で用いるEU 機関の呼称についてコメントをしておきたい。周知のように、欧州連合条約(マーストリヒト条約)が1993年11月1日に発効したことにより、欧州共同体(*European Communities*=EC)12カ国は、ECを基盤に、通貨統合計画や共通外交政策など新たな機能を備えた欧州連合(*European Union*=EU)を設立した。これに伴い、立法機関にあたるEC 閣僚理事会はEU 閣僚理事会に呼称変更、

行政府に相当するEC 委員会はより広い意味合いをもつ欧州委員会(*European Commission*)を通称することになった。このため、正確を期するためには1993年11月の前と後で呼称の使い分けをする必要があるが、本稿では、複雑さを避けるために、通時的にはEU、欧州委員会という現在の呼称を用いることとする。

以下、第2節では、エコノミ・ソシアルに関する欧州委員会の政策策定のための基本的研究資料となった経済社会評議会刊行の研究資料(1986年)を考察する。第3節では、エコノミ・ソシアルというコンセプトをEU 機関としてはじめて公認するにいたった1989年の欧州委員会の資料を考察する。第4節では、欧州委員会の第23総局内に設置されたエコノミ・ソシアル部局の見解を、部局の主任であるP. Ramadierの報告(1993年)にもとづき考察する。第5節では、欧州委員会が作成したエコノミ・ソシアル組織のための行動計画(1994年)を考察する。

このような形成史的考察によってEU のエコノミ・ソシアル理解を全体として解明することが本稿の目的である。

II. 経済社会協議会による研究(1986年)

経済社会評議会は1986年に「ECにおける協同組合、共済組織、アソシエーションの活動に関する会議」を開催し、そのための研究資料として『ヨーロッパにおける協同組合、共済組織、非営利セクターとその組織』³⁾を刊行した。これら組織の特質と現状を分析対象としたこの大冊(927ページ)の研究資料は、1989年のEC委員会によって「当該テーマに関して今まで刊行

されたもののうちでもっとも包括的で権威のある研究書⁴⁾と評価されている。ただし、本書は経済社会評議会事務局の研究部局(the Studies and Research Division of the General Secretariat of the Economic and Social Committee)の責任のもとで編集されたものであり、経済社会評議会全体の見解を表明したものではない、と注記されている。

以下、1986年時点でのECレベルにおけるエコノミ・ソシアル理解を明らかにするという目的に限定して、この資料の要点をみることにしよう。

1. 本書の背景と目的

本書の序文において経済社会評議会の事務局長 R. Louet は、本書の背景と目的についてつぎのように述べている。

その規模と特質からして協同組合、共済組織、非営利組織のセクターはECが無視しえない存在となっている。EC 10カ国の人口2億7200万のうち、5千500万人が協同組合の組合員、6000万人が共済組織のメンバー、数千万人[本文中(p. 89)ではスペインとポルトガルを加えた12カ国で4千600万人と推定されている]が非営利組織のメンバーである。このようにEC人口の少くとも半数が、利潤ではなく連帯を原則とする組織に属している。1978年に経済社会評議会は「1980年代のヨーロッパにおける非営利組織の位置」をテーマとするシンポジウムを開催した。EC議会は2年間の審議の後1983年に、ヨーロッパにおける協同組合の役割を認める決議を採択し、ECとしての政策を策定する作業をEC委員会に委託した。この作業に必要な情報を提供することが本書の目的である(p. v)。

2. エコノミ・ソシアルというコンセプト

方法論を扱う第1部第3章においては、本書が協同組合、共済組織、非営利組織の全体を総括するコンセプトとしてエコノミ・ソシアルという用語を用いない理由について、つぎのように述べられている。

本書が対象とする組織は「経済活動を営み市場経済に参加している組織であり、しかもグループの連帯を原則とし独自の社会的目的をもつ組織」(p. 7)である。本書は、協同組合を主要対象とするが、その他に上記の基準に合致する組織である共済組織と非営利組織を対象とする。この3組織を総括する用語としてフランスでは *économie sociale* というコンセプトが用いられているが、すべてのEC参加国の関連組織を対象とする本書ではこのコンセプトの使用は避けることにする。このコンセプトは、フランス以外ではベルギー、ルクセンブルグ、イタリアである程度受け入れられているが、その他のEC参加国では知られていないし、したがってそれらの国にとっては意味をもたないからである(p. 7)。

第1部第6章「本書で使用するコンセプトの解明」ではつぎのように述べられている。

本書が対象とする3組織はつぎのような特質をもつ。協同組合は国際協同組合同盟(ICA)の協同組合原則に合致する組織である。共済組織は、非組合員へのサービス提供は行わないが、組合員の共同行動によってサービス提供をする相互扶助組織である。非営利自助組織(non-profit and self-help organizations)は、社会的、文化的その他の目的のために経済活動をする民主的連帯組織である。これら3組織に共通する特質は連帯である(p. 16)。

これら3組織の総括概念としての *économie sociale*(英語で social economy, ドイツ語で Sozialwirtschaft)が Gemeinwirtschaft(英語で public benefit undertakings)というドイツの概念と混同して理解されたために、EC内でかなりの混乱が生じた(p. 16)。Gemeinwirtschaftは、もともとドイツ連邦共和国のドイツ労働総同盟(DGB)傘下の労働組合が所有する企業を意味し、この種の企業はドイツ以外ではオランダとデンマークに存在する程度である。Gemeinwirtschaftを、より広い領域の経済を意味する *économie sociale* と同一視することは誤りである(p. 18)。 *économie sociale* も Gemeinwirtschaft もともに一国の事情を反映

した用語である。両者を誤って結び付けたことにより、理論的にも実証研究の面でも混乱が生じたのである(p. 19)。

3. 「第3の道」あるいは「第3セクター」という位置づけ

エコノミ・ソシアル論の立場からエコノミ・ソシアル・セクターをもって国民経済の「第3の道」あるいは「第3セクター」と位置づける見解があるが、この見解に関しては第1部第7章「EU内の協同組合、共済組織、非営利セクターの基礎」でつぎのように述べられている。

協同組合、共済組織、非営利組織による経済活動の発展を私的な「資本主義的経済」とも国家による「公共経済」とも異なるオルターナティブの道とみなす見解は、今日では大きな支持を得ておらず、当該組織の多くのリーダーたちも彼らの組織を自由市場経済制度の一部とみなしている(p. 29)。

当該組織の集合を経済活動の私的セクターとも公共セクターとも異なる「第3セクター」とみなす見解は主としてフランスで支持されている。だが、ドイツ協同組合ライフアイゼン協会(DGRV)などはこれに反対する見解を表明している。政治的には、社会主義者、社会民主主義者が支持し、キリスト教民主主義者、自由主義者が反対している。後者によれば、協同組合と関連組織は私的セクター内の存在であり、それと質を異にする「第3セクター」を構成するものではない。このように、連帯という組織特性を重視するか、あるいは市場競争の担い手という経済活動面を重視するかによって、見解が分かれている(p. 29)。

しかしながら、ECにおける当該組織の役割を明らかにするために、分析をさらに深める必要がある。これらの組織は19世紀のその発生時点から労働者だけでなく農民、自営業者などのニーズにもとづいて発展してきた。政治的にも、自由主義者(Schultze-Delitzsch, Mazzini)も、社会主義者・社会民主主義者(Owen, Pfeiffer, etc.)も、キリスト教民主主義者・キリスト教社会主義者(Gide, Raiffeisen, Luzzati)

も、保守主義者(John Scott Vandaleur, etc.)も、共産主義者(イタリア)も、これら組織の運動に密接に関わってきた。このように、当該セクターはほとんどすべての社会グループの共有物とみなされうる(p. 30)。

ヨーロッパ規模での統合に成功するためには、これらの組織は上記のような広範なコンテキスト、歴史的起源、現状を深く認識し、組織上の差異、政治上の差異にとらわれずに結合する必要がある。このことに失敗するならば、これらの組織はヨーロッパ規模での共同行動がとれず、EC諸機関との適切な協議もなしえないことになる(p. 30)。

4. 評価

上述のように、本研究書はECが協同組合、共済組織、非営利組織を無視しえない存在と認め、その実態を調査したものであるが、これらの組織を総括する概念を確定するまでに至っていない。しかしながら、上述のように、「第3セクター」論に関する本書の記述は、支持者と反対者の双方に配慮しつつも、微妙な表現ではあるが実質的には「第3セクター」論への傾斜を示し、エコノミ・ソシアル論の立場に立つ1989年のEC委員会の見解⁵⁾への橋渡しの役割を果たしている。この点については次節で検討することにしよう。

III. EC委員会のエコノミ・ソシアル論(1989年)

1989年、EC委員会は、「『エコノミ・ソシアル』セクター内の諸企業：国境なきヨーロッパ市場」(Businesses in the "Economie Sociale" sector: Europe's frontier-free market, Brussels, 18 December 1989)というタイトルをもつ、閣僚理事会への通知のなかで、協同組合、共済組織、非営利組織を総括するカテゴリーとしてフランスの政令に合わせた表現(エコノミ・ソシアル)を採択することによって、エコノミ・ソシアルに対するECとしてのスタンスを確定した。その意味でこの文書はECのエコノミ・

ソーシャル論を理解するうえでの基本的資料として位置づけられる。本資料は13ページの本文と、本文の主旨説明となっている38ページのWorking Paper(Businesses in the Economie Sociale sector and the frontier-free market)とから成り、①EC委員会のエコノミ・ソーシャル理解、②エコノミ・ソーシャル組織に対するECの政策の基本的スタンス、③具体的援助措置、を主な内容としている。以下、ECのエコノミ・ソーシャル理解を解明するという本稿の目的に関わるかぎり、本通知の主旨(Working Paperの叙述を含める)を要約することにしよう。

1. 背景

1989年にEC委員会は第23総局「企業政策・流通取引・観光・協同組合」に新しい部局「社会的経済」を設立した。それ以前は社会的経済セクター内の組織はECでは総括的名称を持たなかった[多くの場合、the co-operative, mutual and non-profit sector と称されていた]。だが実際には、ECの政策(とりわけ職業訓練、雇用、地域政策などの政策)の観点からして、これらの組織の重要性が認識されており、企業政策に関わるすべての措置がこれらの組織にも適用されていた。1980年代にECの諸機関はこのセクター内の組織に関してつぎのような決議を採択し、報告書を発表している。

EC 議会関係

① Resolution of the European Parliament (Mihir report), 16 May 1983. (地域間格差是正政策の担い手としての協同組合および類似組織の役割を強調)

② Resolution of the European Parliament on “non-profit-making associations in the European Communities”(Fontaine report), 13 March 1987.

③ Resolution of the European Parliament on “the contribution of cooperatives to regional development”(Avgerinos report of 28 May 1986), July 1987.

④ Resolution of the European Parliament

urging Member States to ratify the non-governmental associations and organizations, 3 March 1988.

⑤ Report of the European Parliament (Mr. Trivelli) on “cooperatives and the cooperative movement in development policy”, 4 October 1988.

⑥ Working paper by an inter-group working party chaired by Mr. Eyraud on a draft European model legal form for associations, April 1989.

経済社会評議会関係

① Conference on the activities of cooperatives, mutual societies and associations in the Community, October 1986 (Working paper and conference proceedings published by the ESC).

② Own-initiative opinion of the Economic and Social Committee on the contribution of the cooperative sector to regional development (rapporteur: Mr. Bento Goncalves), 29 September 1989.

2. エコノミ・ソーシャルの定義

EC諸国には協同組合、共済組合、非営利組織の活動という実態はあるが、それらを1つのセクターとして包括する「エコノミ・ソーシャル」という概念が各国共通に受け入れられていたわけではない。これらの組織の活動を1つのセクターとしてとらえる構造的なアプローチを好まない国もある。これらの組織を1つのセクターに包括するような理論化をあらかじめすることは望ましくなく、セクターを形成するか否かはむしろこれら組織の自由な活動にまかせておくほうがよい、というのである。

しかしながら、これら組織の組織形態と運営原則についてはEC諸国全体で共通性が存在する。この組織形態と運営原則の独自性が、ある組織がエコノミ・ソーシャルのセクターに所属するか否かを定める基準となる。エコノミ・ソーシャルの組織は、社会的目的をもった自立組織であり、連帯(solidarity)と一人一票制を基礎と

するメンバー参加(participation(one member, one vote)of its members)を基本的な原則としている。一般的に、これらの組織は協同組合、共済組合あるいは非営利組織という法的形態をとっている。

これらの組織のうち人びとのニーズに応えた経済的活動を行っている組織は、国民経済の一定部分を構成している。これらの組織が提供する財とサービスは市場価格によるものと非市場価格(無料あるいはコストと直接関係しない価格)によるものとがある。

これらの組織のうち経済活動に従事していない組織は、People's EuropeあるいはSocial Europeの建設に重要な貢献をなしているが、EC委員会の本通知はこれらの非経済活動組織は考察対象とせず、エコノミ・ソシアル組織としては経済活動に従事する組織に限定して、それらの組織とヨーロッパ統一市場との関連について論述するものである。

3. エコノミ・ソシアル組織の現状

エコノミ・ソシアル組織はEC諸国の各国のすべての経済領域で活動している。ただし、それらは法的形態、規模、活動内容などにおいて非常に多様である。

協同組合については、消費協同組合がEC諸国全体で約2千万世帯、40万の従業員、2万2千の店舗、200の工場を有し、500億ECUの事業高をあげ、ヨーロッパの全小売事業高の約10%を占めている。

農業ではヨーロッパの全農産物の約60%が協同組合を通じて収集、加工、販売されている。1987年現在の数字をあげると、デンマークでは豚肉、ミルク、果物、野菜の90%強、ギリシャでは穀物、果物の約50%、ミルクの25%強、野菜の15%、スペインでは全体平均で20%弱、果物の26%、フランスでは野菜の35%が最低で、最高は豚肉の78%、イタリアでは卵の5%が最低で、最高は穀物の35%となっている。

信用業界では協同組合銀行がヨーロッパの全預金高の約17%を占めている。

生産とサービスに関わる協同組合は、建設、

印刷、ガラス製造などの伝統的な生産分野の他、1970年代後半以降は旅行関連、情報産業関連、コンサルタントなどのサービス産業での発展が著しい。百万世帯以上が住宅協同組合の提供する住宅に住んでいる。旅行関連では旅行協同組合が3百万以上のベッドを旅行者に提供している。

就業機会の創出という面では労働者協同組合の役割が大きい。とりわけ就業機会の少ない青年、女性および過疎地域の活性化のために労働者協同組合は貢献している。

生産とサービスの協同組合が急増しているのはとりわけフランスとイタリアである。ヨーロッパの生産・サービス協同組合の4分の3はこの両国に存在する。これは失業問題対策に関わる場所が大きい。

共済組織に関して言えば、約1万の組織、20万の従業員が活動し、約4千万世帯が健康保険と年金の共済組合に加入している。1984-85年現在のマーケットシェア率をあげると、生命保険については、最低がオランダの1.6%、最高がイギリスの38%、損害保険については、最低がイタリアの8.1%、最高がドイツ連邦共和国の52.1%となっている。

ドイツの保険業界の上位10社中、3社が共済組織である。デンマーク、スペイン、フランスでも損害保険業界では同様であり、生命保険業界では10社中、1ないし2社となっている。

最近では損害保険業界(とくに自動車と住宅)におけるマーケットシェア率の増大が著しい。フランスでは自動車損害保険の55%を占めている。

このようにエコノミ・ソシアル組織はヨーロッパ全域で経済的・社会的に積極的に活動している。

この他に最近では健康、教育、研究、文化活動、地域開発、第3世界援助などの非市場サービスの領域で非営利組織が増加している。これらの組織はサービスの提供について一般企業と異なる運営方式を導入しつつあるので、市場サービスと非市場サービスとの区分がますます不明確になってきている。

4. エコノミ・ソーシャル組織に対する評価

ヨーロッパ統合の進展という状況下でエコノミ・ソーシャル組織のレゾナントールが問われている。そもそもこれらの組織はいかなる特質をもった財とサービスを提供するのか、また、その運営はいかにしてなされるのか、という基本的な問題が問われている。

これまでの歴史においてエコノミ・ソーシャル組織は社会変化に対する適応能力を示してきた。例えば、社会保険、年金などの相互扶助制度をつくり、今日の社会保障制度の基礎を築いたのはこれらの組織であった。

ヨーロッパ統合の進展は参加各国の国民経済と企業に変革を求めている。エコノミ・ソーシャル組織も例外ではない。今日これらの組織はふたたび大きな社会変化に直面している。ちょうど初期の共済組織が今日の社会保障制度の発展に影響を与えたように、エコノミ・ソーシャル組織がいかにその革新能力を発揮しヨーロッパ統合に対応するのか、その仕方によってはヨーロッパ社会全体の未来を決定するほどのものである。ヨーロッパ統合は、これらの組織が社会的・経済的領域においてその先駆者の役割をいかに発揮するのかという点で、1つの挑戦となっている。

現にいくつかの共済組織は、ヨーロッパ統合に対応する事業計画を検討することによって、ヨーロッパ全域にわたる社会政策のモデルになりうるような社会保障のあり方について構想をまとめつつある。

協同組合は外部からの支配なしに資本形成する方法を検討しているが、これは中小企業のあり方についてのブループリントを提供することになるかもしれない。

また、エコノミ・ソーシャルの各種の組織が地域社会の活性化に貢献している。

エコノミ・ソーシャル組織は全体として、人びとのニーズを充足するうえで私的企業や公的企業とは異なる方法があることを示している。

エコノミ・ソーシャル組織の特質は、社会的目的をもち、連帯の力によって社会的評価の高い

ビジネスを生み出す能力をもっているということである。エコノミ・ソーシャル組織は人びとが自主的に社会的・経済的活動をなしうることであることを示している。

社会的目的を基礎に活動をするというエコノミ・ソーシャル組織の特質は、その他の企業形態の活動に関しても広範な議論を生じさせることになる。

エコノミ・ソーシャル組織の成功の主要因は強力な社会的連帯と事業上の連帯である。この連帯の強さの基礎にあるのは、人材が適正に配置され、従業員、生産者、消費者のニーズが活動に反映され、これら3者間の連携がとれるときに経済的有効性が高度に発揮されるという運動上の伝統的信念である。このような信念にもとづく連帯活動の故に、エコノミ・ソーシャル組織の活動が最終消費者のニーズを反映し、このニーズをみたすために必要なパートナーがネットワークのなかに組み込まれてきたのである。

今日、ヨーロッパ統合の進展という状況下で人材の適正配置は重要問題となっている。エコノミ・ソーシャル組織は労働者参加問題について先鞭をつけているが、その他の形態の企業もこの問題の重要性を認識し、労働者参加を推進するようになってきている。また、エコノミ・ソーシャル組織は市民、生産者、消費者のニーズに多様な仕方で応えることによって新しい市場を開拓しているが、このこともまた他の形態の企業に影響を与えている。

エコノミ・ソーシャル組織は経済的活動を真のニーズの充足に結びつけることが可能であるということを示している。

5. EC の政策

すでに EC 加盟のいくつかの国がエコノミ・ソーシャル組織を援助する措置を講じているが、EC としてはとくにつぎの2つの方向で種々の援助措置をとることとする。

(1) EC は他の形態の企業が利用できる援助措置(情報提供、財政援助、職業訓練への援助など)をエコノミ・ソーシャル組織にも提供し、それらの組織がヨーロッパ統合市場から利益を

得られるようにする。EC参加国の国内法がそれを阻害する場合は、その改正に努める。

(2) エコノミ・ソーシャル組織がヨーロッパ統合市場との関連についての検討を推進しうるような措置をECとしても講じる。

ヨーロッパ全域において経済的・社会的調和をはかることはヨーロッパ建設の明確な目的となっている。エコノミ・ソーシャル組織は社会的変化にさいしての先駆者的役割とヨーロッパ建設への潜在的貢献についてより一層明確な認識をもつことが望ましい。ECとしてもそのための具体的措置を講じる。EC委員会はエコノミ・ソーシャルについての研究を推進し、ヨーロッパ建設の経済的、社会的、文化的領域におけるこれら組織の独自の貢献について解明する。EC委員会は経済社会評議会との協議をはじめとして、エコノミ・ソーシャル組織の代表者および関係諸組織と協議をすすめる。

本節で考察した1989年のEC委員会の見解はその後のエコノミ・ソーシャル理解の基本をなしている。エコノミ・ソーシャルに関するその後のEC政策はすべてその策定根拠としてこの1989年文書に言及している。

IV. 欧州委員会第23総局のエコノミ・ソーシャル部局の見解(1993年)

EC委員会においてエコノミ・ソーシャル組織に関する事項を直接担当する部局は第23総局内に設置されたエコノミ・ソーシャル部局であるが、本節ではこの部局の見解を、部局の主任であるP. Ramadierの報告⁶⁾にもとづいて、考察することにしよう。「社会的経済の領域における欧州委員会の行動計画」(The Commission's Work Programme in the Social Economy Area)と題するこの報告は、マーストリヒト条約発効後の1993年11月8-10日にブリュッセルで開催された「社会的経済に関する第4回ヨーロッパ会議」でなされた。

Ramadier報告の主旨は上述の1989年EC委員会文書と同じであるが、EU諸国における

失業問題の激化という状況のもとで、①社会的経済(social economy)の諸組織の雇用創出効果をより強く前面に出している点で、また②社会的経済を市民権(citizenship)と経済民主主義(economic democracy)とを結合するものとして評価している点などに、その特徴がみられる。なお、citizenshipというコンセプトについては特別の説明がないため、その意味内容は確定できない。したがって、邦訳を「市民権」とすることは不正確かもしれない。しかしながら、マーストリヒト条約がうたった画期的な項目の1つが、EU各国の人びとのEU域内における自由移動と居住地域における選挙権・被選挙権の保障を主内容とする「EU市民権」(citizenship of the Union)であることを想起するとき、条約発効直後になされたRamadier報告がこの意味におけるcitizenshipを念頭においていたとも推測しうるので、ここでは「市民権」という訳語を用いることとした。

以下はRamadier報告の論旨である。

EU諸国では協同組合だけでも6千万の組合員と3百万の従業員がいる。協同組合以外の組織を含めて社会的経済の諸組織は、その経済活動だけでなく社会的、文化的活動によってもヨーロッパ社会に影響を与えている。

これらの組織は経済民主主義の原則、すなわち連帯と参加の原則を基礎に組織・運営されている。これらの組織は、資本よりも人を優先するというその特質からして、市民権と経済民主主義を結びつける機能を果たしている。

連帯と参加を原則とするというその特質からして、社会的経済の諸組織は地域社会と密接に結びついている。とりわけ、これらの組織は地域社会での就業機会創出に貢献している。これらの組織が創出する職は地域社会と結びついており、職の継続性を維持することがこれら組織の倫理基準となっている。したがってこれらの組織は、伝統的企業とは異なり、地域社会の空洞化を生み出すような経営戦略はとらない。

経済の多様性を維持することはヨーロッパ社会建設にとって必要なことである。社会的目的をもち連帯原則を基礎に民主的に運営されると

いう、社会的経済の組織の特質を維持あるいは促進しつつ、これらの組織がヨーロッパ統合市場のなかで発展しうるようにしなければならない。

社会的経済の諸組織に対する欧州委員会の政策の基本目的は、他の組織と差別することなく同じ権利を与えることによって、社会的経済の諸組織がヨーロッパ市場統合から利益を得られるようにすることである。

社会的経済の組織のための EU の活動計画はつぎの目的をもつ。

(1) ①社会的経済についての調査研究をさらに推進し、② EU の政策策定にさいして社会的経済の組織に配慮する。

(2) 社会的経済の組織の①国際的活動、②情報活動、③職業訓練活動、④研究活動を支援し、⑤経済的發展と社会的進歩という EU 統合の基本的目的を達成するうえでどのような貢献をなしうるのかという問題を社会的経済組織自体が検討しうよう支援する。

Ramadier 報告の特徴は、上述のように、1989 年の EC 委員会文書にはみられなかった市民権と経済民主主義という観点を取り入れて、社会的経済に関する EU の活動計画を紹介している点にみられる。この観点は次節で検討する欧州委員会の活動計画(1994 年)に取り入れられている。

V. 欧州委員会の行動計画(1994 年)

1994 年 2 月に欧州委員会はエコノミ・ソシアル組織のための行動計画を閣僚理事会に提起した。Commission of the European Communities, Proposal for a Council Decision relating to a multi-annual programme(1994-96) of work for cooperatives, mutual societies, associations and foundations in the Community がそれである。

この文書名に示されているように、この行動計画のタイトルは「協同組合、共済組織、アソシエーションおよび財団」に関わる計画と表示され、本文中においても具体的計画に関連して

ほとんどの場合、これらの組織名が繰り返し表示されている。しかしながら、この行動計画が「B5-3210 “Economie sociale”」と称される予算(3 年間で 560 万 ECU, 約 6 億 7200 万円)で賄われるとされているところから見ると、「エコノミ・ソシアル」がこれらの組織を総括するカテゴリーとして用いられていると判断しうる。

EU のエコノミ・ソシアル理解の解明という本稿の目的に即して、以下にこの行動計画のポイントを要約しよう。

1. 背景

1989 年 12 月 18 日付けの EC 委員会の閣僚理事会への通知「『エコノミ・ソシアル』セクター内の諸企業」において、EC 委員会は協同組合、共済組織およびアソシエーションのための行動計画の作成を約した。この提案にもとづいて作成された本行動計画は、今後継続して作成される予定の行動計画の最初のものであり、1994-96 年の 3 年間を対象とする。

1989 年以降の主要な関連文書としては、1992 年 2 月 7 日にマーストリヒトで調印された欧州連合条約がある。そこでは社会的サービスの提供組織としてのこれら組織の重要性が再確認され、EU 諸機関がそれら組織との協力関係を強化する必要性が強調されている。

1992 年 6 月 17 日の閣僚理事会で採択された決議(Resolution of the Council on Community action in support of enterprises, particularly cooperatives, mutuals and associations)においても、これら組織の支援策の強化が要請されている。

1992 年 12 月 11-12 日の欧州理事会もまた、雇用創出と経済發展の見地から、これら組織を含む中小企業的重要性を強調し、支援策の強化を欧州委員会に要請している⁷⁾。ちなみに、EU 内の全労働者の 70.2% が従業員 500 人以下の中小企業で働いている。

2. 本行動計画の目的と内容

本行動計画の作成にあたっては、当該組織の特質をなす①革新能力と② EU 政策の担い手と

いう2点がとくに考慮されている。

これらの組織はとりわけ過密・過疎問題、失業・貧困問題などの領域で社会革新の能力を示している。地域社会に深く根ざしているこれらの組織は、EUの関連政策と結びつくことによって地域社会発展の促進効果を発揮しうる。

これらの組織のためのEU政策の強化は、ヨーロッパ経済の競争力、就業機会の創出、EUの経済的・社会的調和などを促進するうえでとりわけ重要である。

本行動計画の主な目的は、経済発展と社会的進歩というEUの2大目標の実現にむかってこれらの組織が計画を策定することをバックアップすることである。

本行動計画の本文はつぎのような主旨をもつ6条から成る。

第1条 本計画は1994年1月1日に始まる3年間を対象とする。

第2条 本計画の目的

1. 協同組合、共済組織、アソシエーションおよび財団を支援のための現行活動を強化する。
 - A. (1) このセクターの発展について調査する。
 - (2) このセクターが発展するための好環境をつくり、EU政策の有効性を検討する。
 - (3) 協議の緊密化をはかる。
 - B. (1) 組織間の国際的協同を促進する。
 - (2) 情報活動を活発化する。
 - (3) これら組織の社会革新の実践モデルを普及する。
 - (4) EU政策の担い手としての役割を強化する。
2. 当該組織支援を直接に目的とする政策以外の諸政策との関わりにおいても、当該組織の利益になるような活動を強化する。
 - A. EUの統計を整備し、当該セクター内でなされた調査を基礎にデータを収集する。

B. 職業訓練を援助する。

C. 研究開発を援助する。

第3条 上記の目的を達成するために、欧州委員会は添付資料に詳述されている具体的な諸措置をとる。

第4条 本計画を実施するための特別委員会を設置する。

第5条 欧州委員会は本計画終了時に本計画の評価報告書を作成する。

第6条 本計画は1994年1月1日から実施される。

3. 当該組織の特質と役割

添付資料(Annex. "Programme of work to assist cooperatives, mutuals, associations and foundations")は、上述の本文の内容をさらに詳述する説明資料となっている。

その第1節(pp. 9-12)において、当該諸組織の特質がつぎのように述べられている。

これらの組織は経済民主主義の諸原則にもとづいて組織され運営されている。さらに詳しく述べるならば、これらの組織は、社会的目的をもち、参加の原則(とくに一人一票制)と連帯の原則(メンバー間の連帯、組織間の連帯、生産者と消費者との連帯など)を基礎に組織され運営されている。

他の組織と異なるこれら組織の特質は、とりわけ下記の原則の強調にみられる。

- ① 資本よりも人間を優先させること。
- ② トレーニングと教育による人間発達を重視すること。
- ③ 自由意思による結合[加入・脱退の自由]
- ④ 民主的運営
- ⑤ 自律と市民権という価値(values of autonomy and citizenship)を重視すること。

また、添付資料の第4節においては、とりわけ社会政策との関連でEC委員会が1980年代初頭から協同組合の役割に注目してきたことが、つぎのように述べられている。

1980年代初頭以来、EC委員会は就業機会創出に果たす協同組合の役割に注目し、雇用・失業問題に関する、閣僚理事会へのいくつかの通

知において、協同組合運動の重要性を強調し、しかるべき支援策を提案してきた。欧州理事会も、就業機会創出に関わる1984年6月7日の決議⁸⁾において、協同組合と関連組織の役割を認め、それら組織に対する支援策強化の必要性を強調している。

4. 結論

添付資料の第5節「結論」(p.27)の内容は、これまで本稿で述べてきた点とかなり重なっているが、エコノミ・ソーシャル組織に対する現時点でのEUの評価と政策の特徴を端的に示しているので、以下にその主旨を記述しておこう。

① 協同組合、共済組織、アソシエーションが、他の形態の企業と同様に、EU統合から生じる機会を利用して利益を得られるように、必要な措置が講じられるべきである。

② ヨーロッパ経済の多様性を維持するために、これらの組織が連帯の原則を維持、強化しながらなお且つ、大競争市場のなかで存在・発展しつづけられるようにすべきである。

③ そのためには、安定した透明な経済環境、また小企業を大企業と同等に扱うルールにもとづいた経済環境のなかで、これらの組織がその活動を維持・発展させうように組織間協同を促進することが重要である。

④ 本行動計画の目的は、EUの二重の目的(経済発展と社会的進歩)に対するこれらの組織の貢献という問題をこれらの組織自体が検討しうるように、必要な援助をすることである。

⑤ これら組織の振興をはかるために必要とされる措置は、市場におけるプレゼンスを高めるために、あるいはまた、EUの目的を達成するうえでの役割を強化するために、これらの組織が国際間協同の展望をもちうるように支援することである。

⑥ 3年間にわたる本行動計画の終了期には、欧州委員会はEUの支援策の結果を検討し、さらなる政策を策定するために必要な情報を提供することになろう。

本稿はEUのエコノミ・ソーシャル理解を形成

史的に検討してきた。現時点でのEUのエコノミ・ソーシャル理解を端的に示す上述の結論を、本稿のこれまでの形成史的考察を基礎として理解するとき、この結論はそのまま、EUのエコノミ・ソーシャル理解の解明を目的とする本稿の「まとめ」ともなりうるものである。

(一橋大学経済研究所)

注

* 本研究は文部省の特定研究経費より助成を受けている。

1) 最近の研究文献リストとしてはVienney(1994)所収のRepères bibliographiques(pp.118-124)が詳しい。

2) 富沢(1995)。

3) European Communities—Economic and Social Committee(1986)。

4) Commission of the European Communities(1989), p.37。

5) Commission of the European Communities(1989)。

6) Ramadier(1993)。

7) European Council(1992), Annex 4 to Part A, point 8。

8) European Council(1984)。

引用文献

Commission of the European Communities(1989)
Communication from the Commission to the Council, Businesses in the "Economie Sociale" sector : Europe's frontier-free market, Brussels, 18 December 1989, SEC(89)2187 final.

Commission of the European Communities(1994)
Proposal for a Council Decision relating to a multiannual programme(1994-96) of work for cooperatives, mutual societies, associations and foundations in the Community, Brussels, 16 February 1994, COM(93)650 final.

European Communities—Economic and Social Committee ed.,(1986)*The Cooperative, Mutual and Non-Profit Sector and its Organizations in the European Community*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.

European Council(1984): "Resolution of 7 June 1984 concerning contribution of local initiatives to creating employment and combating unemployment".

European Council(1992): "Conclusions of the Presidency, Edinburgh, 11-12 December 1992".

Ramadier, P.(1993): "The Commission's Work Programme in the Social Economy Area", Sum-

mary of the Speech at the 4th European Conference of Social Economy, Brussels, 8, 9, 10 November 1993.

富沢賢治(1995)『『社会的経済』解題』, Defourny, J. and J. L. Monzón Campos eds.(1992) *Économie*

sociale—The Third Sector, Bruxelles: De Boeck-Wesmael の翻訳書, 富沢賢治他訳『社会的経済』日本経済評論社, 1995年, に所収.

Vienney, C.(1994) *L'économie sociale*, Paris: Éditions La Découverte.